

ふれあい収集 よくある質問

・申し込みについて

【質問】

利用者以外は申し込みできませんか。

【回答】

利用者による申し込みが困難な場合は、利用者の日常的な協力者（同居・別居の家族、ケアマネージャー、民生委員等）から申し込みしていただけます。

【質問】

利用者宅の現場確認は誰がどのように行うのですか。

【回答】

市の職員が行います。申込者の立会をお願いします。

【質問】

申し込み受付から収集開始までどれくらいの期間がかかりますか。

【回答】

概ね1カ月程度と見込んでいますが、申し込みの状況により変わる場合があります。

【質問】

どこに相談すれば申し込みできますか。

【回答】

環境課までご相談ください。電話54-1111（内線407）

【質問】

申し込みに行くことができないため申請は電話でもできますか。

【回答】

まずはお電話でも構いません。後日、収集する現地での立ち会いも必要になります。

【質問】

申し込みに行くことができず、耳も遠く電話も難しいので、家に来てくれませんか。

【回答】

利用者による申し込みが困難な場合は、利用者の日常的な協力者（同居・別居の家族、ケアマネージャー、民生委員等）から申し込みしていただけます。

【質問】

申し込みは毎年必要なのですか。

【回答】

申し込みの有効期間は1年度間（4月から翌年3月）とし、継続して利用する場合は再度申し込みが必要となります。

【質問】

郵送やメールで申し込みできますか。

【回答】

申し込みは郵送やメールでも可能ですが、申込者の方の訪問調査時の立ち会いは必須となっています。

・収集について

【質問】

出せる品目を教えてください。

【回答】

ふれあい収集の収集品目は、各地区の分別ごみ（資源ごみ等）集積場所で収集する品目と同じです。

【質問】

資源ごみの分別は必要ですか。

【回答】

必要です。品目ごとに十文字にしばるか、透明な袋に入れるなどして出してください。

【質問】

収集日はいつですか。

【回答】

各地区の資源ごみ（資源ごみ等）収集日と同じ日の当日朝8時30分までに出してください。

【質問】

どうやって出せばいいのですか。

【回答】

玄関先に分別して十文字にしばるか、透明なビニール袋に入れるなどして出してください。

【質問】

収集に来てもらう時間を指定できますか。

【回答】

時間を指定することはできません。収集日当日の午前8時30分までに出してください。

【質問】

ごみの量が多くても出せますか。

【回答】

多い場合は何回かに分けて出してください。

【質問】

家の中に取りに来てくれますか。

【回答】

玄関先での回収になります。

【質問】

外に出す場合、スペースがなかったらどうすればいいですか。

【回答】

現地で立ち合いの上確認させていただきます。

【質問】

台風など悪天候時の回収はどうなりますか。

【回答】

台風などの悪天候により、「午前5時30分」の時点で「暴風警報」が発令されている場合は排出を中止してください。